

発行：立川市明るい選挙推進協議会
立川市選挙管理委員会
〒190-8666 立川市泉町1156-9
☎042(523)2111(代)
内線 1631・1632・1633

くらしと
せんきょ

No.127
2025年
7月3日

立川市選挙人名簿登録者数		
男 76,690 人	女 78,904 人	計 155,594 人
立川市在外選挙人名簿登録者数		
男 82 人	女 99 人	計 181 人

(令和7年6月1日現在)

参議院議員選挙

投票日 7月20日(日)
投票時間 午前7時～午後8時

立川市で投票できる方は次のすべてに当てはまる方です。

- 日本国民で18歳以上である
- 引き続き3か月以上立川市に住んでいる
- 選挙人名簿に登録されている



投票所で支援を必要とする方へ

投票所において、代理投票やその他の支援を必要とする方は、「投票支援カード」をご提示いただくことで必要な支援を受けることができます。
「投票支援カード」は立川市のホームページでダウンロード、印刷し、必要な事柄をご記入の上、投票所へお持ちください。(カードは各投票所にもあります)



<https://www.city.tachikawa.lg.jp/shisei/senkyo/1006711/1006723.html>

どうひょうし えん 投票支援カード

代理投票を希望する方・投票にお手伝いが必要な方は、あてはまるものに✓をつけて、入場整理券と一緒に投票所の係の人に渡してください。

☐ 代理投票を希望する

【代理投票とは?】
病気やケガなどの理由から、投票用紙に自分で文字を書くことが難しい方は、代わりに投票所の係の人に書いてもらうことができます。
※ご家族等の付添の方が代わりに書くことは、法律で禁止されています。

☐ 投票所内をゆっくり案内してほしい
☐ ゆっくり話してほしい
☐ 筆談してほしい
☐ 文字を読んでもほしい
☐ 近くで見守ってほしい

そのほか、手紙を書いてほしいことや気をつけてほしいことがあれば、下の枠の中に書いてください。

たちかわしやうけんりいんかい 立川市選挙管理委員会

不在者投票について

旅行先や滞在地の区市町村選挙管理委員会ですら不在者投票ができます。事前に手続きが必要となりますのでお早めにお問い合わせください。また、都道府県選挙管理委員会が指定する病院・老人ホーム等(入院・入所者が対象)でも不在者投票ができます。

不在者投票で
ぴったりサービスを利用できます

2023年度から名簿登録地以外の市町村で不在者投票を行う場合の請求をマイナポータルで行えるようになりました。事前にマイナポータルの利用登録およびログインが必要です。また、請求には電子証明書(利用者証明用電子証明書および署名用電子証明書)が搭載されたマイナンバーカードによる認証が必要です。



菊地 輝雄

委員長

参議院議員選挙にあたって
立川市選挙管理委員会

7月に参議院議員選挙が実施されます。今、世界は様々な意味で先行きが不透明な時代であり、それが私たち国民の生活を直撃しています。こうした世界の中でのかじ取りが国政の役割です。前回の選挙の結果、私たちの声がどう国政に反映され、次にどのような選択をするのかの大事な機会です。

先般の都知事選挙では、何のための選挙かと疑われるような選挙ポスターが出され、多くの皆様から疑問の声を頂きました。今回、公職選挙法が一部改正され、ポスターの品位保持や候補者の氏名を明記することが規定されました。

私たち立川市選挙管理委員会は、みんなの選挙を目標としています。勿論、みんなのための政治を実現するための選挙です。品位のないポスターや候補者の氏名が書かれていないポスターは真剣な政治への関心をそぎかねません。

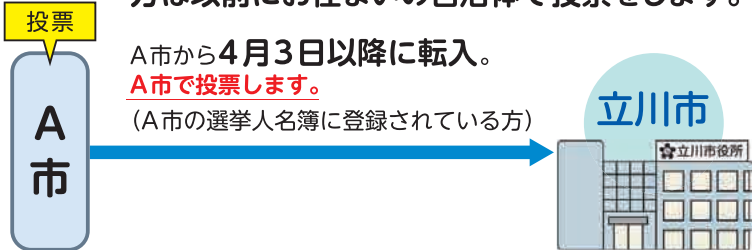
同時に、みんなの選挙を実現するためには、誰もが投票できる仕組みや場を整えることが大事です。今回は立川駅前窓口サービスセンターの期日前投票所の開設日を1日増やし5日間とし、立川市役所では16日間、西砂学習館と子ども未来センターで各2日間開設します。皆様には、こうした機会を活用され今回の選挙に臨んでいただきますようお願いいたします。

選挙に関する情報については立川市のホームページでもお伝えします。 <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

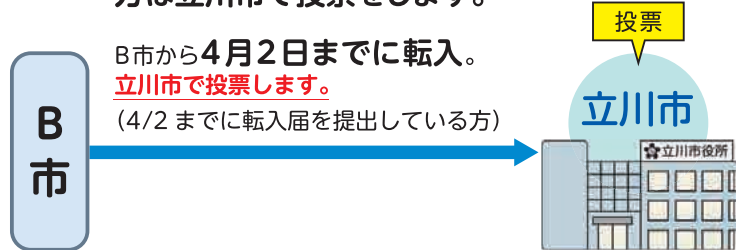
最近、立川市に 転入した方へ

立川市で参議院議員選挙に投票できる方は、4月2日までに転入の届け出をして
いる方で、引き続き立川市にお住まいの方が対象となります。

- 4月3日以降に他市区町村から立川市へ転入した
方は以前にお住まいの自治体で投票をします。



- 4月2日までに他市区町村から立川市へ転入した
方は立川市で投票をします。



期日前投票所のご案内

午前8時30分から午後8時まで

立川市役所101会議室 (駐車場有)	西砂学習館 (駐車場有)	子ども未来センター (駐車場無)	窓口サービスセンター (駐車場無)
7月4日(金)～19日(土)	7月12日(土)～13日(日)	7月12日(土)～13日(日)	7月15日(火)～19日(土)

ポスター掲示場に掲示するポスターの 品位保持等に関する義務が新設されました

- ポスター掲示場に掲示するポスターには、その表面に、ポスターを使用する公
職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければなりません。
- ポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載しては
いけません。

郵便等投票の制度があります

重度の障害等がある方が、郵便や信書便で投票できる制度です。郵便等投票をするためには選挙人名簿に登録されている区市町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。お早めの手続きをお願いします。

投票用紙等の交付請求期限は、7月16日(水)までです。

〈対象者〉

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級か2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1級か3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

●代理記載制度

郵便投票をする方のうち、次に該当するため、ご自分で字が書けない方は、あらかじめ区市町村選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有するものに限る)に候補者名等の記載をさせることができます。

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症～第2項症

※代理記載制度を利用するためには、選挙人名簿に登録されている区市町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

代理投票・点字投票の制度があります

投票所で係員にお申し出ください。

身体が不自由であったり、ご自分で字が書けない方のために、申し出により係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票の秘密は固く守られます。
また、目の不自由な方は、点字で投票する「点字投票」の制度があります。

選挙公報の配布について

候補者の政見や経歴を記載した選挙公報を全戸配布する予定です。告示日の午後5時まで立候補受付をした後、校正・印刷などをするため選挙公報がお手元に届くまでに時間がかかりますことをご承知ください。

7月17日(木)までお待ちいただいても選挙公報がお手元に届かないときは、

0120-221-523
(株)メディア・ソリューション・センター
(午前9時～午後6時)

にご一報ください。

また、下記の施設に選挙公報をおいていますので、ご利用ください。

公報補完箱の設置場所は・・・

市役所・西立川児童会館・総合福祉センター・歴史民俗資料館・多摩川図書館・富士見連絡所・柴崎学習館・自立生活センター立川・多摩立川保健所・柴崎福祉会館・子育て支援・保健センター・窓口サービスセンター・錦学習館・羽衣地域福祉サービスセンター・立川商工会議所・立川商工会議所無料職業紹介所・立川郵便局・女性総合センター・曙福祉会館・高松図書館・東部連絡所・若葉図書館・幸学習館・幸福社会館・幸図書館・西武線玉川上水駅・多摩都市モノレール立川北駅・立川南駅・柏地域福祉サービスセンター・泉市民体育館・上砂地域福祉サービスセンター・上砂図書館・一番福祉会館・西部連絡所・西砂図書館です。



立川市
Tachikawa City

ホームページ

- 選挙制度
- 選挙結果
- 過去の選挙公報
- 選挙に関するQ&A

